

早稲田大学 大学院法学研究科
2024 年度 修士課程入学試験問題（一般入試）
【専 修 科 目】

専攻名： 民事法学

専修名： 民事手続法

次の 3 問中 1 問を選択して答えなさい。

（答案の冒頭に、選択した問題番号を明記すること）

（1）X は、「2022 年 4 月 5 日、甲土地を所有者である A から代金 1800 万円で買い受けて現在所有しているが、Y が勝手に甲土地全体を駐車場として常時使用して占有している」と主張して、Y に対し、所有権に基づく明渡請求訴訟を提起した。これに対し Y は、「甲土地は、2022 年 9 月 9 日に、当時の所有者である X から私が 2000 万円で買い受けて、以後占有している」と主張して争った。裁判所は、以上の主張を審理し、証拠調べの結果から「X が Y に甲土地を売り渡した事実は認められないが、X は、Y が買い受けたと主張した時期に、甲土地を娘婿の Z に贈与し、2022 年 10 月に Z はこれを Y に 2000 万円で売却した」と認定し、2023 年 2 月 17 日、X の請求を棄却する判決をした。この判決に、訴訟法上の問題点はあるか。

（2）当事者の確定の意義及び確定基準について説明しなさい。

（3）破産手続と民事再生手続とで、担保権消滅許可制度にどのような違いがあるか。両手続の目的の差異を踏まえつつ論じなさい。

以 上

答案の書き方（ ☐ 横書 / ☐ 縦書 ） 六法全書の使用を（ ☐ 認める / ☐ 認めない ）